

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	地方自治法、障害者基本法
<p>【改正の概要】</p> <p>1 趣旨</p> <p>「障害」の「害」の「ひらがな表記」の導入について、県が任意に設定している組織名、施設名の変更にかかる関係条例を改正する。</p> <p>愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 愛媛県身体障害者福祉センター → 愛媛県身体障がい者福祉センター 愛媛県障害者更生センター → 愛媛県障がい者更生センター</p> <p>愛媛県障害者施策推進協議会条例 愛媛県障害者施策推進協議会 → 愛媛県障がい者施策推進協議会</p> <p>愛媛県身体障害者福祉センター管理条例 愛媛県身体障害者福祉センター → 愛媛県身体障がい者福祉センター</p> <p>愛媛県障害者更生センター管理条例 愛媛県障害者更生センター → 愛媛県障がい者更生センター</p>	
施行日	平成28年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>平成28年4月1日の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、障がい及び障がいのある人とその家族に対する県民理解の一層の促進を図り、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記することとした。</p>	